

船舶事故等調査報告書

平成25年5月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013横第15号
事故等種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成25年1月12日 21時45分ごろ
発生場所	伊良湖水道航路 愛知県田原市伊良湖岬西方沖の伊良湖水道航路第3号灯浮標 （概位 北緯34°34.3′ 東経136°58.9′）
事故等調査の経過	平成25年2月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	セメント運搬船 <sup>たいこう</sup> 大洗丸、5,389トン 137063、大窯汽船株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
乗組員等に関する情報	船長、一級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷船尾に接触痕 灯浮標 マーキング2本損傷、太陽電池パネル鳥除け曲損
事故等の経過	本船は、船長ほか10人が乗り組み、伊良湖水道航路に向けて針路約120°（真方位）、対地速力約13ノット（kn）で航行中、潮流に圧流されて伊良湖水道航路第3号灯浮標に接近し、平成25年1月12日21時45分ごろ同灯浮標に右舷船尾部が衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 1 海象：潮汐 下げ潮の中央期、潮流 南南東流約1～2kn
その他の事項	本船は、伊良湖水道航路の通航に際し、船長、甲板長及び甲板手の3人が船橋で当直中であった。 船長は、伊良湖水道航路第3号灯浮標に接近していることに気付いていたが、思ったよりも潮流が強くて舵効きが悪くなり、同灯浮標を避けることができなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、伊良湖水道航路に向けて航行中、潮流に圧流されたことから、伊良湖水道航路第3号灯浮標に接近して衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、伊良湖水道航路に向けて航行中、潮流に圧流されたため、伊良湖水道航路第3号灯浮標に衝突したことにより

	発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 狭い水道等を航行する際は、風潮流による圧流に備えて針路及び速力を調整して航行すること。</li></ul>